

綾部市新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）計画

（第2.5版：令和4年9月16日）

綾部市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部

1 概要

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため、総力を挙げて、その対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、国、府、市、医療機関等がそれぞれの役割を持って必要な体制確保に取り組んでいくこととされている。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）については、2回目接種後の時間の経過とともにワクチンの有効性などが低下することが報告されていることを踏まえ、国において、実施の方針が示されたところである。

この計画は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）を、国、府、綾部医師会、市内医療機関の支援、協力の下、市民に円滑に接種するための方策を示すものである。

なお、この計画は、今後の国のガイドラインやワクチンの供給状況など各種要因により、必要に応じ、見直すこととする。

2 基本的な考え方

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）については、接種対象者全てに接種機会を提供し、接種を希望する方に、円滑に接種できるよう努めることを基本とする。

薬事承認された新型コロナウイルスワクチンの内、供給見通しが示されているワクチンの使用を前提に、接種体制の構築に当たっては、以下の点に留意する。

- ア 通常の診療に影響を及ぼさないよう配慮すること
- イ 接種会場での感染防止対策を講じること
- ウ 新型コロナウイルスワクチンの取り扱い、特性を考慮すること
- エ 接種会場までの交通手段を確保すること
- オ 接種が円滑に実施されるよう、綾部医師会と十分に協議すること
- カ 京都府との十分な連携や支援を求めること

3 新型コロナウイルスワクチン接種要領

(1) 接種対象者

- ア 2回目接種を終了した者のうち、次の期間を経過した者。ただし、令和4年5月26日以降の接種については、5か月以上の間隔で接種可能。
 - ・医療従事者、高齢者・障害者施設（※）の入所者・従事者、長期入院者
6か月以上
※通所サービスの利用者・従事者含む
 - ・65歳以上の高齢者
令和4年2月以降の接種は7か月以上、3月以降の接種は6か月以上
ただし、医療従事者、高齢者施設等の入所者等の接種完了が一定見込まれた

段階で、令和4年3月を待たず、6か月以上の間隔で接種可能

・その他の者

令和4年3月以降の接種は、7か月以上

ただし、医療従事者、高齢者施設等の入所者等、一般高齢者の接種完了が一定見込まれた段階で、6か月以上の間隔で接種可能

イ 追加接種として薬事承認されている12才以上の者

ウ 原則として、綾部市の住民基本台帳に記録されている者。

エ 接種日に住民基本台帳に記録のない者でも、やむを得ない事情があると認められる場合は、接種できる。

- ・綾部市に立地する医療機関、高齢者施設等の従事者
- ・入院、施設入所者、出産のため里帰りしている妊産婦、単身赴任者 など
- ・里帰り出産妊婦、単身赴任者などは、居住市町村への届け出が必要

(2) 接種時期、対象人数、接種券発送時期、接種方法

接種時期については、2回目接種終了後、上記(1)アの間隔を基本とする。

接種券等発送時期は、接種月の前月から当月の間に順次発送する。なお、接種券と予診票が一体化した「接種券一体型予診票」を用いる。

接種方法については、医療従事者等は、医療機関での職員等への個別接種で、高齢者施設等の入所者等・従事者は巡回接種等で実施する。一般高齢者、その他の者は、集団接種を基本とし、個別接種を併用して実施する。また、国、府が実施する大規模接種、各企業等で実施する職域接種と並行して接種を進める。

2回目接種完了時期	対象人数	接種券発送時期	3回目接種開始時期	接種方法	想定される対象者
R3年3~4月	168人	R3年11月	R3年12月	医療機関での職員等への個別接種	医療従事者等
R3年5月	1,359人	R3年12月末	R4年1月		
		R4年1月初旬	R4年1月	巡回接種等	高齢者施設入所者等
R3年6月~7月	10,738人	R4年1月中旬から順次	R4年2月	集団接種 個別接種	一般高齢者
R3年8月	6,619人	R4年1月中旬	R4年2月	巡回接種等	障害者施設入所者等
		R4年2月中旬から順次	R4年3月	集団接種 個別接種	その他の者
R3年9月~10月	7,010人				
R3年11月~R4年5月	1,003人		R4年5月	個別接種	
計	26,897人				

※対象人数は、2回接種完了者のうち綾部市の住民基本台帳に記録されている12歳以上

の者を表記。(令和4年5月24日現在)

※接種の終了時期は、令和5年3月末とする。ただし、オミクロン株対応ワクチンの接種体制が整い次第、移行することを基本とする。

(3) 接種会場

接種方法	場所
集団接種	あやべ・日東精工アリーナ（綾部市市民センター）、綾部市保健福祉センター
個別接種	各医療機関
巡回接種等（サテライト型接種含む）	各高齢者施設等

(4) 接種日程

接種方法	日程
集団接種	令和4年2月初旬開始を目途として、水曜日午後、土曜日午後、日曜日午前・午後、祝日午前・午後に実施する。 なお、接種の終了時期は4月末とする。
個別接種	各医療機関が定める日時とし、医療従事者等については、令和3年12月を目途に、一般については、2月初旬を目途に開始する。
巡回接種等	高齢者施設等については、巡回接種として、令和4年2月開始を目途として、土曜日午後、日曜日午前・午後を中心に実施する。なお、施設で接種体制が確保可能な場合（サテライト型施設）は、1月から随時実施する。

(5) 使用するワクチンの確保、保管、運搬

接種に使用するワクチンは、供給見通しの示されているワクチンとし、取り扱いについて、次のとおりとする。

項目	内容
ワクチンの確保	ワクチン接種円滑化システム（V-s y s）への入力により、必要量の割り当てを受ける。
ワクチンの保管	超低温冷凍庫等を綾部市立病院、保健福祉センターに配置し、ワクチンを保管する。 また、小分け後のワクチンについては、冷蔵庫（2～8℃）を活用する。
ワクチンの接種会場への運搬	超低温冷凍庫から使用するワクチンを小分けし、保冷バッグ、バイアルホルダーを活用し、接種会場に運搬する。

(6) ワクチンに余剰が出た場合の対応

可能な限り、ワクチンの廃棄を無くすために、接種会場でワクチン余剰が発生した場合は、下記の対応とする。

接種方法	内容
集団接種	・接種券を持つ集団接種運営従事者等に接種を行う。
個別接種	・事前に、接種券を持つ予備の接種者を定めておき、接種を行う。

巡回接種等	・事前に、接種券を持つ予備の接種者を定めておき、接種を行う。
-------	--------------------------------

4 相談体制

	電話番号、開設時間等	相談内容
綾部市新型コロナワクチンコールセンター	0773-42-0020 Fax 0773-42-5488 午前8時45分から午後5時15分 (土日、祝日を除く)	接種予約の受付、接種日程、接種会場、接種までの流れの案内など身近な相談
京都府コロナワクチン副反応相談センター	075-414-5490 Fax 075-708-3744 365日24時間	ワクチンの副反応に関する相談などの専門的な相談
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761-770 午前9時から午後9時 (土日、祝日を含む)	施策の在り方など全般的な問い合わせ

5 気象情報が出た場合の対応

集団接種日に、気象警報等が綾部市に発表され、集団接種会場で避難所を開設する必要が生じた場合は、集団接種を中止する。ただし、集団接種途中で気象警報等が発表された場合は、状況に応じて、判断することとする。

代替措置は、後日日程を確保し、集団接種等を実施することを綾部医師会と協議を行う。

6 対象者の接種会場までの送迎手段の確保

集団接種会場までの交通手段については、本人または家族などによる送迎を基本とするが、周辺地域については自治会連合会の拠点施設等と集団接種会場の間で、バス等による送迎を行う。

各自治会連合会と調整の上、送迎希望者を各自治会連合会で取りまとめを行い、送迎を希望する方の集団接種を実施する。

7 職域接種、国・府実施の大規模接種の推進と周知

職域単位での接種や国、京都府による大規模接種の周知に努めるとともに、接種の円滑な推進に向けて、早期に接種券を発送する。

8 市民、事業所に対する情報提供

新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報を綾部市ホームページ、綾部市公式ラインアカウント、広報あやべ「ねっと」、エフエムあやべ、あやべーる、などで随時提供するほか、綾部市自治会連合会、綾部市民生児童委員協議会、介護事業所、綾部商工会議所などを通じて概要をお知らせする。

9 新型コロナウイルスワクチン接種推進の体制

(1) 綾部市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部

副市長を本部長とした綾部市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置し、庁内の応援体制を確立するとともに、さらには綾部市立病院とも連携した推進体制を

整備する。

(2) 対策チーム

実務者によるワーキングチームを編成し、具体的方策を検討する。

(3) 綾部医師会等との連携会議

新型コロナウイルスワクチンの接種にあたっては、綾部医師会、病院の協力が不可欠であるため、綾部医師会等と接種に向けて、定期的に情報共有、協議を行い、医療従事者の確保など接種体制を整える。

(4) 外部委託の積極的な活用

予約の受付などのコールセンターの運営、接種券の発送業務、集団接種会場の設営などは外部委託し、職員は安全で円滑な接種本体の業務に注力する。

【参考】ワクチンに関する情報

ワクチン	ファイザー	武田／モデルナ
種類	メッセンジャーRNA ワクチン	メッセンジャーRNA ワクチン
初回接種の回数、間隔	2回（21日間隔）※	2回（28日間隔）※
保管温度	△7.5℃±1.5℃：1.5か月 2～8℃：1か月	△2.0℃±5℃：9か月 2～8℃：1か月
1バイアルの単位	6回分／バイアル	10回分／バイアル 追加接種は1.5回／バイアル
最小流通単位	195バイアル	10バイアル
バイアル 開封後の条件	接種前に生理食塩液で希釈 希釈後、室温で6時間	希釈不要 2～25度で12時間
対象年齢	12歳以上	12歳以上 (追加接種は18才以上)
有効期限の取扱い	有効期限が6か月前提で印字されている場合、9か月延長した日付で読み替えること 9か月前提で印字されている場合は6か月延長した日付で読み替えること	有効期限が6か月前提で印字されている場合、3か月延長した日付で読み替えること

※追加接種の回数、間隔については、2回目接種終了後、5か月以上後に1回接種。

※初回接種に使用したワクチンの種類に関わらず、追加接種にメッセンジャーRNA ワクチン（ファイザー社ワクチンまたはモデルナ社ワクチン）の使用が可能。